

令和7年度第3回 東部地域広域水道企業団定例会について

標記会議が2025年11月28日に開かれましたので、報告します。(文責:川田)
企業長から提出されました。議案は次の1件です。

議案第7号 令和7年度東部地域広域水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)

単位:千円

収益的収支	既決額	11月補正	計	主な附記
水道事業収益	1,506,366	20,943	1,527,309	
営業収益	921,195	66	921,261	他会計負担金
営業外収益	585,171	20,877	606,048	構成市財政支援金等
水道事業費用	1,679,116	6,040	1,685,156	
営業費用	1,542,461	2,192	1,544,653	人事院勧告に伴う補正
営業外費用	135,155	3,848	139,003	貸付利率上昇に伴う補正
特別損失	500	-	500	
予備費	1,000	-	1,000	

単位:千円

資本的収支	既決額	11月補正	計	主な附記
資本的収入	308,936	52,219	361,155	
企業債	267,300	38,200	305,500	工事費の増額及び出資金に見合う補正
出資金	17,276	14,019	31,295	工事費の増額及び事業費算出基準の変更に伴う補正
工事負担金	23,100	-	23,100	
補助金	-	-	-	
他会計負担金	1,260	-	1,260	
資本的支出	907,286	2,282	909,568	
建設改良費	396,504	2,282	398,786	人事院勧告に伴う補正
企業債償還金	510,282	-	510,282	
予備費	500	-	500	

質疑

議案第7号 令和7年度 東部地域広域水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)について質問します。

収支総括表についてお伺いします。

1. 資本的収支について、資本的収入の補正予定額は、企業債 建設改良等の財源に充てるための企業債が38,200千円、出資金14,019千円で合計52,219千円ですが、資本的支出の補正予定額は2,282千円となっています。補正予定額の収支に大きな差がありますが、この事情についてご説明ください。

回答→今回の資本的収支の補正予定額の差につきましては、前回の補正第1号において計上させていただいた資本的支出建設改良費6,082万9千円事業費の財源に当たる収入の財源補正となります。

2. 2021 年に定められた経営戦略の中で、「財政状況の予測」がされています。そこでは、「収益的支出の約 7 割を占める減価償却費は企業団設立時に実施した百蔵浄水場、田野倉浄水場等の基幹施設整備によるものが大きく、今後、これらの基幹施設の減価償却が進むと減価償却費は減少し、収支状況は一旦改善することが想定されます。令和 8(2026) 年度に長期前払消費税の償却が完了し、支出の減少がみられ令和 9(2027) 年には収益的収支は黒字となります。

その後も、収入、支出共に減少傾向が継続しますが、支出の減少がやや緩やかであるため、令和 18(2036) 年には支出が収入を上回り再び赤字に転じる見込みです。」と書かれています。この間、新型コロナ感染症の拡大、電気料金等の物価高騰など、社会情勢が大きく変化しました。当然、経営戦略の見直しが必要になってきていますが、「財政状況の予測」について、現在の時点で修正すべきとするものがあれば、お示しください。

回答→ご指摘のとおり、2021 年の経営戦略策定以後の社会情勢の変化が大きく、想定が困難な状況が続いておりますが、労務費の上昇、物価高騰が経営を圧迫している中で、特に電気料金の値上がりが当企業団の収支を悪化させる要因となっております。今後の電気料金の推移については、不確定要素が多く極めて予測が困難ですが、現状の料金水準が継続した場合、令和 9 年度の収益的収支の黒字化は厳しい状況です。

令和 8 年度より企業団の将来を見据え、計画の見直しを実施予定であり、当初予算にも必要経費の計上を予定しておりますが、財政見通しについても再検討を行う予定であります。また、今後もさらなる経営努力を重ねるとともに、構成市への働きかけを継続してまいります。

再質問：経営状況の改善については、老朽管の漏水対策が重要です。構成両市から管路を引き継いだ経緯を含めて、財政支援を求めるとともに、県や国への要請も必要と考えますが、いかがですか。

回答→今後検討していきます。(回答要旨)

令和 7 年度補正予算実施計画収益的収入及び支出についてお伺いします。

3. 収入の 11 款 水道事業収益の補助金が 20,386 千円の補正予定額が計上されています。附記で「繰入基準変更に伴い、協定に基づく構成市出資金一般財源分の企業団借入に対する繰入及び構成市財政支援金」と書かれています。

繰入基準変更は、本年 4 月 1 日付で出された総務副大臣発の通知と承知していますが、その中の「令和 7 年度の地方公営企業繰出金について」昨年度の通知と何が違うのか簡潔にご説明ください。

→回答：(※別紙「参考資料」にて説明させていただき回答させていただきます。)

参考資料をご覧ください。こちらは総務省自治財政局公営企業経営室から出された資料になり、本年 4 月 1 日付け総務副大臣通知の内容を図にしたものに当企業団の対応を追記したものです。

R(令和) 6 年と R(令和) 7 年をご覧ください。R(令和) 7 の枠の赤字部が R 6 から変更になり、当企業団の対応は黄色のマーカー部分になります。

上積事業費の算出方法が、管路更新率から管路耐震化事業費となったこと。

次に、特別対策分の対象要件につきましても R 6 の黄色のマーカー部分が R 7 の赤字部分に変わりました。

表の下段には、全国平均値と当企業団の数値を記載してあります。

4. 支出 21 款 水道事業費用 財務省資金運用部 3,848 千円が補正予定額で計上されています。附記で「貸付利率上昇に伴う補正」とありますが、どのくらいの利率上昇と考えられていますか。この部分については、すでに説明されたので、答弁は結構です。
議案の説明→令和 7 年度当初予算では貸付利率 1.9% と見込んでおりましたが、令和 7 年 9 月 25 日に令和 6 年度繰越事業費を借り入れた際の貸付利率が 2.6% であったため、今後さらに上昇分を加味して 2.9% としております。

5. 令和 7 年度の人事院勧告に伴う補正とされていますが、給与については、正規職員及び会計年度任用職員について 4 月に遡及すると理解してよろしいでしょうか。
回答→お見込みのとおりです。

職員の昇給についてお伺いします。

6. 本年度の職員数と昇給に係る職員数に差異がありますが、その理由についてご説明ください。
回答→構成市派遣職員 1 名について、55 歳到達の昇給抑制策に伴う差異でございます。

議案第 7 号は、本会議で全会一致で可決成立しました。

その他事項で、「一級河川における水質事故について」「太陽光発電設備設置報告書」の説明がなされました。

「一級河川における水質事故について」

発生日時 2025 年 10 月 17 日午後 2 時頃

発生場所 三二山取水地点より約 5km 上流地点

事故原因 住宅外装用複層塗材（水溶性アクリル系）の不法投棄によるもの

対策 取水ゲートを閉めるなどの対応を取り、翌 18 日午前 11 時に水質検査を実施し取水再開

質問：河川法、廃棄物処理法違反の事例ですが、法的な措置についてはどのようにされましたか。

回答→すでに警察が捜査に入っていたので、その経過を見ているところです。

「太陽光発電設備設置報告書」

百蔵浄水場 浄水池に、PPA 方式で太陽電池 単結晶 555W 104 枚を設置し、10 月 1 日から発電を行っています。契約期間は 10 年 1 ヶ月で、契約期間中は、契約先である合同産業株式会社の所有で、電気料金を支払いますが、その後施設は企業団所有となります。

参考資料 水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の見直しについて

出典：令和7年2月総務省自治財政局公営企業経営室・準公営企業室

対象事業者	R 6	R 7	R 8 ~ R 10
前年度末時点で経営戦略を策定している 未端給水事業者	前年度末時点で経営戦略を策定している 未端給水事業者・用水供給事業者	前年度末時点で経営戦略を策定している 未端給水事業者	前年度末時点で経営戦略を改定している 未端給水事業者・用水供給事業者
上積費の算出方法	<p>【算出の基礎：管路更新率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2～4年度の全国の平均管路更新率(0.67%) ・令和2～4年度の当該団体の平均管路更新率 <p>のいづれか低い方を基準とする</p> <p>※前々年度における供給単価が全国平均未満の団体は、当該団体の平均管路更新率を基準管路更新率とする</p> <p>上記下段の算出方法を採用 当企業団平均管路更新率0.36%</p>	<p>【算出の基礎：管路耐震化事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有収水量1m³当たり標準事業費(52円)に令和2～4年度の当該団体の平均有収水量を乗じて得た額 ・令和2～4年度の当該団体の平均管路耐震化事業費の額 <p>のいづれか低い方を基準とする</p> <p>上記下段の算出方法を採用 大月市介R7以降の算出方法では対象とならずR6を採用 上野原市分比較した結果R7以降の算出方法によ り算出することも可</p>	<p>【算出の基礎：管路耐震化事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有収水量1m³当たり標準事業費(52円)に令和2～4年度の当該団体の平均有収水量を乗じて得た額 ・令和2～4年度の当該団体の平均管路耐震化事業費の額 <p>のいづれか低い方を基準とする</p> <p>前々年度における家庭用料金(13m³・20m³)が全国平均以上であり、有収水量1m³当たり資本費が全国平均以上の団体</p> <p>※令和7年度に限り、令和6年度の算出方法によ り算出することも可</p>

対象事業者	R 6	R 7	R 8 ~ R 10
前年度末時点で経営戦略を策定している 未端給水事業者	前年度末時点で経営戦略を策定している 未端給水事業者・用水供給事業者	前年度末時点で経営戦略を策定している 未端給水事業者	前年度末時点で経営戦略を改定している 未端給水事業者・用水供給事業者

対象事業者	R 6	R 7	R 8 ~ R 10
前年度末時点で経営戦略を策定している 未端給水事業者	前年度末時点で経営戦略を策定している 未端給水事業者・用水供給事業者	前年度末時点で経営戦略を策定している 未端給水事業者	前年度末時点で経営戦略を改定している 未端給水事業者・用水供給事業者

特別対策分→(1)に該当
・供給単価207.16円(全国平均181円)
・有収水量1m³当たりの資本費172円(全国平均74円)

特別対策分→該当
・家庭用料金3,641円(全国平均3,332円)※税込
・有収水量1m³当たりの資本費172円(全国平均74円)